

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p>沿革 (略)</p> <p><u>平成28年6月13日 一部改正</u></p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p>沿革 (略)</p>	
<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p>	<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] ~ [3] (略)</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[1] ~ [3] (略)</p>	
<p>[4] 中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険約款に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。</p> $\text{保険料率(\%)} = \{(a + c) \times X + b + d\} \times e$ <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 係数eは、1.0とする。ただし、日本貿易保険から業務の委託を受けた金融機関が中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険の紹介をした場合であって、取引上の危険が小であると日本貿易保険が特に認めたときその他日本貿易保険が適当と認めたときは、0.9とする。</p>	<p>[4] 中小企業輸出代金保険約款に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。</p> $\text{保険料率(\%)} = \{(a + c) \times X + b + d\} \times e$ <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 係数eは、1.0とする。ただし、日本貿易保険から業務の委託を受けた金融機関が中小企業輸出代金保険の紹介をした場合であって、取引上の危険が小であると日本貿易保険が特に認めたときその他日本貿易保険が適当と認めたときは、0.9とする。</p>	
<p>[5] ~ [9] (略)</p>	<p>[5] ~ [9] (略)</p>	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 上記の規定にかかわらず、<u>海外現地法人等による貨物の販売若しくは貸貸又は技術若しくは労務の提供に係る取引の支援のため、当該取引の相手方に対して行う融資等</u>について保険契約を締結する場合の保険料率は、[2] 4及び5の規定を適用し、商品係</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 上記の規定にかかわらず、<u>株式会社国際協力銀行の投資金融「海外現地法人等による第三国への輸出や進出先国での販売支援のための投資金融（ローカル・バイヤーズクレジット）」との協調融資案件</u>について保険契約を締結する場合の保険料率は、[2] 4及び</p>	

新	旧	備考
数は1.0とする。	5の規定を適用し、商品係数は1.0とする。	
Ⅲ その他 [1] ～ [2] (略)	Ⅲ その他 [1] ～ [2] (略)	
[3] 上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。 1 保険契約締結時の最低保険料 (1) (略) (2) 限度額設定型貿易保険約款、中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険約款又は輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、それぞれ上記Ⅱ [3]、[4] 又は [6] の規定により算出された額が3,000円に満たない場合の保険料の額は、3,000円とする。 2 ～ 3 (略)	[3] 上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。 1 保険契約締結時の最低保険料 (1) (略) (2) 限度額設定型貿易保険約款、中小企業輸出代金保険約款又は輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、それぞれ上記Ⅱ [3]、[4] 又は [6] の規定により算出された額が3,000円に満たない場合の保険料の額は、3,000円とする。 2 ～ 3 (略)	
[4] 返還保険料 保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合又は3に規定する額は返還しない。 1 (略) 2 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約に限る。）、限度額設定型貿易保険、中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険及び海外投資保険にあっては、返還すべき保険料の額が30,000円未満の場合 3 (略)	[4] 返還保険料 保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合又は3に規定する額は返還しない。 1 (略) 2 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約に限る。）、限度額設定型貿易保険、中小企業輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険及び海外投資保険にあっては、返還すべき保険料の額が30,000円未満の場合 3 (略)	
[5] ～ [10] (略) <u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年7月4日から実施するものとする。</u>	[5] ～ [10] (略)	
別表第1 ～ 別表第6 (略)	別表第1 ～ 別表第6 (略)	